

委員会提出議案第3号

柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2年11月27日

柏市議会議長 助川忠弘様

議会運営委員会委員長 日暮栄治

提案理由

議員の期末手当の支給割合を改定したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

第1条 柏市議会議員報酬等支給条例（昭和34年柏市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 柏市議会議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。